

平成20年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の〔事例1〕及び〔事例2〕それぞれについて、BとCとの間の法律関係はどのようなものとなるかを論述しなさい。なお、〔事例2〕については、〔事例1〕について行った論述との関係を意識しながら検討をすること。また、いずれの事例にあっても「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」は考慮に入れる必要がないものとする。

〔事例1〕

Aは、自己が所有する茶器甲を売却する旨の契約をBとの間で締結し、占有改定の方法によりBに対して甲を引き渡した。その後、Aは、甲がAの所有物であると思っており、かつそのことについて過失のないCに対して甲を売却する旨の契約をCとの間でさらに締結し、同じく占有改定の方法によりCに対して甲を引き渡した。

〔事例2〕

Aは、自己が所有する絵画乙を担保としてBから融資を受けることを目的として、Bとの間で譲渡担保権設定契約を締結したが、引き続きAが乙を占有している。その後、Aは、同じく乙を担保として融資を受けることを目的として、Bの譲渡担保権の存在について善意・無過失であるCとの間で譲渡担保権設定契約を締結したが、引き続きAが乙を占有している。

(配点:50点)

(民法)

第2問

以下の事実に基づいて、あとの問いに答えなさい。

(1) Xは、平成7年9月19日、建設産業機械等の販売等を業とする株式会社であるYに対し、Yが所有する工場敷地跡（以下「本件土地」という。）を、建築用資材置場として使用する目的であることを示して、買受の申し出をした。Yは会社更生手続き中であったため、XとYは、Yが会社更生計画の認可決定を受けることを停止条件として、代金10億円で本件土地を買い受ける契約を締結した。

(2) 平成11年8月20日、Yの更生計画の認可決定がなされたので、Xは、同日に、代金全額を支払い、本件土地の引渡しを受けた。

(3) Xは、平成14年7月、本件土地について、土壤汚染の調査を行ったところ、鉛、フッ素による土壤汚染が生じていることが判明した。汚染の原因は、平成4年から平成6年にかけて、当時Yから本件土地を借り受けていた訴外A会社が本件土地を機械等の解体作業用地として使用し、解体時に発生した廃油が本件土地に流出浸透したためである。

(4) Xは、近隣住民が飲料水として利用している地下水が汚染される可能性もあると判断したB自治体からの要請もあり、平成14年8月、自己の費用で本件土地の汚染土壤を浄化した。浄化には2億円を要した。同工事は、同年9月1日に完了した。

(5) Xは、平成14年9月12日、Yに対し、本件土地が汚染されていた事実と土壤浄化を完了した旨を告知した。

(6) Xは、平成14年12月、Yに対し、売買代金の返還および損害賠償の請求をした。

(7) 本件契約締結当時においては、本件土地における土壤汚染の存在は、目視等の通常の検査では発見することは困難であった。なお、平成11年頃には、私人間の土地取引においても、土壤汚染が発見された場合には、それを除去すべきであるという社会的認識が形成されていた。

(8) Xは、本件契約締結当時、本件土地につき土壤汚染が生じていたことについては認識していなかった。このため、Xは、本件土地の引渡しを受けた際に、土壤汚染調査を行うことはなかった。

(9) Yは、本件契約締結当時、土壤汚染については無関心であり、Yは本件土地がA会社によって上記(3)のような形態で使用されてきたことを認識していたものの、本件土地が廃油によって汚染されている事実についての認識はなかった。このため、Yは、本

(民法)

件契約締結時の重要事項説明書においてはもちろんのこと、本件土地の引渡し当時においても、本件土地の来歴や従前からの利用形態につき、Xに説明することはなかった。

問 1

Xは、本件契約の無効を主張することができるかどうかを検討しなさい。

(配点：10点)

問 2

Xは、本件契約を解除することができるかどうかを検討しなさい。

(配点：25点)

問 3

Xは、本件契約につき解除権を有さない場合、汚染浄化費用の全部または一部について、Yに対し、損害賠償の請求をすることができるかどうかを検討しなさい。

(配点：15点)